

富士見市成年後見制度利用促進基本計画（骨子）について

1 基本計画策定の意義と位置づけ

- (1) 成年後見制度とは
- (2) 計画策定の背景と目的
- (3) 計画の位置づけ
- (4) 計画の期間

2 市の現状と課題

- (1) 成年後見制度を取り巻く状況
 - ・高齢者の状況
 - ・障がい者の状況
- (2) 本市における成年後見制度の取組み状況
 - ・成年後見センター☆ふじみの取組み

3 計画の基本理念・基本目標

(1) 基本理念

上位計画である富士見市地域福祉計画、関連計画である富士見市高齢者保健福祉計画及び富士見市障がい者支援計画のそれぞれの基本理念を踏まえ、『住み慣れた地域で、尊厳が守られ、安心して暮らせるまち』を基本理念として取組みを展開していきます。

(2) 基本目標

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が必要な支援を受けながら、一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生きていくために、地域における権利擁護支援の体制を構築します。

4 施策概要

(1) 地域連携ネットワークの仕組みづくり

権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、後見人と地域の関係者が協力し、チームとして本人を見守っていくことが重要です。

- ① 成年後見センター☆ふじみ、高齢者あんしん相談センター、介護保険事業所、障がい者相談支援センター、障害福祉サービス事業所等、関係機関との連携
- ② 支援が必要な人の早期発見、支援につなぐ体制整備
- ③ 「チーム」による意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の構築
- ④ 成年後見制度利用促進のための「協議会」による課題検討、調整、解決

(2) 中核機関の設置及び運営

地域連携ネットワークの中核を担う機関を設置します。

- ① 中核機関の設置・運営
- ② 中核機関が担う機能と業務
 - ア. 広報機能
 - イ. 相談機能
 - ウ. 成年後見制度利用促進機能（受任者調整、担い手の育成）
 - エ. 後見人支援機能

(3) 成年後見制度利用支援（成年後見制度利用支援事業）

親族等による後見開始の審判の請求が期待できない高齢者等については、市長が審判の申立てを行います。また、後見人等への報酬を負担することが困難な高齢者等については、後見人等報酬の助成を行います。

- ① 市長申し立て
- ② 報酬助成

5 参考資料

- ・富士見市成年後見制度利用支援事業実施要綱
- ・富士見市成年後見人等に係る報酬助成要綱